

平成五年五月三日
判決言渡
平成五年五月二日
判決原本交付
裁判所書記官
古川信子

平成四年(ハ)第三四三号求償金請求事件

判 決

広島市東区光町一丁目九番一九号

原 告 中国総合信用株式会社

右代表者代表取締役 岩 竹 軍 爾

右訴訟代理人弁護士 池 村 和 朗

右 同 山 本 正 則

広島市安佐北区

被 告

右 補 佐 人

右訴訟代理人弁護士 板 根 富 規

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 請求

被告は原告に対し、金六一万六三九三円及びこれに対する平成三年一月二日一〇日から支払済みまで、年一八・二五パーセントの割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

一 請求原因の要旨

1 訴外 は、平成二年二月二〇日、訴外株式会社せ

とうち銀行十日市支店から金七六万円を借り受けた。

2 原告は、前項債務について、同日、右訴外人と次のとおり定めた上、同銀行に対し連帯保証した。

原告が代位して弁済したときは、同訴外人は原告に対し年一八・二五パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払う。

3 被告は原告に対し、右同日、前項の債務を連帯保証した。

4 原告は、平成三年一月九日右銀行に対し、金六一万六三九三円を代位して弁済した。

5 よって原告は被告に対し、右代位弁済額とこれに対する代位弁済をした日の翌日である平成三年一月一〇日から

完済まで約定利率の割合による遅延損害金の支払を求める。

二 争点

被告は、請求原因1及び2記載の事実は認めるが、請求原

因3記載の事実は否認するとし、その理由として次のとおり主張する。

1 被告は三才の頃から聴力機能を失い、現在言語能力を有せず、身体障害者一級の認定を受けている。従って言語能力が無いため、手話でしか意思を通じることができない。

2 手話では、法律用語である「保証」の意味を解することができず、保証契約を締結する法律行為能力を欠いている。

3 被告は本件主債務者である訴外 との婚姻中は、

被告の実印はすべて夫であるが管理しており、本件に関する書類（甲第一ないし第二号証）に押印されている被告の実印もすべて同人が押印したものである。

4 右のとおり、被告は原告との間で保証契約をしたことはなく、仮に右甲第一ないし第二号証に被告が署名していたとしても、文盲である被告に対して、当時夫であった

が署名するように命じ、それに従って署名しただけであるから保証契約締結の意思を欠いており、又、その行為は行為能力を欠いているから、保証契約は無効である。

第三 争点に対する判断

弁論の全趣旨によると、被告は聾学校高等部を卒業し、就職・結婚・子育てと日常生活では、何の障害をもたない人と同様の生活をしてきていることが認められ、日常生活では、これといった不自由もなく、かつ、それがために大きな支障を生じたことは無かったことがうかがわれる。特に被告本人尋問の際の被告の態度並びに尋問結果によると、手話の点を除けば、通常人と異なる印象はほとんど無く、それほど知能指数が劣っているとは思えない印象を受けた。

しかし、証人の証言およびこれによって真正に成立したと認める乙第二号証及び第五号証によると、被告の知能指数は五四・精神年齢は九年八か月との結果が出され、かつ、抽象語である「保証」という言葉も理解できなかったと

思うとされている。

すると、たとえそれが裁判所が依頼した鑑定の結果でないとしても、その部門の専門家の判断であることから、その結果を尊重するのが相当であろうから、一〇歳に満たない子供がどの程度実質的に「保証」の意味を解することが出来るか否かについては疑問とせざるを得ず、たとえ甲第一ないし第二号証および第六号証があるとしても、当時、被告に連帯保証契約を締結するだけの意思能力は無かったものとせざるを得ず、従って、本件保証契約は無効であると判断せざるを得ない。

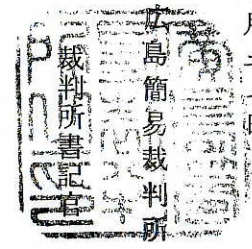
そうすると、被告の主張は理由があり、原告の請求は理由がないからこれを棄却する。

広島簡易裁判所

裁判官 小 山 和 道

右は正本である。

平成 五年 五月二一日



古川信子

